

# 確 認 書

重要項目が記載されています。必ず内容を確認のうえ、欄にチェックをしてください。

1	「令和7年度保育施設利用のご案内」をよく読み、理解した上で申し込みをしてください。	<input type="checkbox"/> わかりました
2	申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定・施設等利用給付認定や保育所等の利用の内定・決定を取消すことがあります。	<input type="checkbox"/> わかりました
3	申請後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、妊娠（出産予定が分かったとき）、家族構成、保育状況等）が変わった場合は、すぐにご連絡下さい。	<input type="checkbox"/> わかりました
4	<p>現在、妊娠していますか？ はい（分娩予定日：       年   月   日）・ いいえ</p> <p>① 申込み時は育児休業を取得中・取得予定でなかったが、その後育児休業を取得することに変更した場合は、別紙「育児休業確認書」を提出して下さい。</p> <p>② 入所月中に育児休業を取得後、同月中に復職しなかった場合は退所となります。</p> <p>③ 育児休業制度のない方が、出産後4か月以内に復職・就労再開されない事が利用調整後に判明した場合は、入所の内定取消し又は退所となります。（内定した場合、原則、入所月中に復職・就労再開が必要となります。）</p> <p>④ 申込児童の育児休業中で、弟妹の産前産後休暇が入所月にかかる場合は、妊娠・出産要件での申込みになります。育児休業を取得しない方、産休取得後に復職される方は「入所月中の産前産後休暇取得に関する同意書」を提出して下さい。</p>	<input type="checkbox"/> わかりました
5	申込み時の指数（就労日数や時間等）が入所後も継続するものとして利用調整します。短時間勤務制度を利用する場合はP18を参照してください。	<input type="checkbox"/> わかりました
6	求職活動で入所した方は、入所期間満了後も引き続き保育所を利用する場合、入所期間満了月の10日（10日が休業日の場合は翌開庁日）までに就労証明書等をご提出ください。提出がない場合、退所となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
7	申請児童の兄弟姉妹に保育料の滞納のある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納があると、調整指数項番23（P27参照）が適用され、利用調整上不利になります。	<input type="checkbox"/> わかりました
8	提出期限までに就労証明書等が揃わないと、認定・利用調整の対象外となります。	<input type="checkbox"/> わかりました
9	提出された書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身で写しをお取りください。	<input type="checkbox"/> わかりました
10	提出書類の未着や同封漏れなどについて、区は一切責任を負いません。	<input type="checkbox"/> わかりました
11	入所の意思が無くなった場合は、必ず各月の申込締切日までに申込取下届を提出してください。	<input type="checkbox"/> わかりました

